

1950～60年代における〈女中〉イメージの変容

—「家事サービス職業補導」「ホームヘルパー養成講習」をめぐって—

Modification of the Image of *Jochū* (housemaid) in the 1950's and 60's:

Focusing on the projects "Occupational Training for Housekeeping Service" and "Home Help Training Program"

清水 美知子 *

Michiko SHIMIZU

抄録

本稿は、1950～60年代の日本における〈女中〉イメージの変容を、「家事サービス職業補導」「ホームヘルパー養成講習」という二つの事業に焦点をあてて考察するものである。

第二次世界大戦後の混迷が落ち着きを見せるようになると、都市部では再び女中の供給が必要に追いつかない状況に陥った。そんな女中払底の対応策として労働省が打ち出しがたのが、家事技術者を養成して手不足の家庭に派遣するという事業である。1956年、東京・新宿に「家事サービス公共職業補導所」が開設された。同所は、未亡人等の女性を対象に短期間で家政婦や女中など家事サービス職業に必要な知識と技術を習得させる機関。いっぽう、1960年に始まった「ホームヘルパー養成講習」は、従業員家庭の主婦が出産・病気等の場合に、事業所から派遣される家事援助者を養成するプログラムである。いずれも、女中不足の緩和のみならず、就職が難しい中年女性の雇用を創出するねらいもあったらしい。

これらの事業は、女中の職業的な地位を高めるとともに、“家事サービスは中年女性の仕事”というイメージを生み出した。かつて農村の娘たちの主要な働き口のひとつであった住み込み女中は、高度成長期に、家政婦やホームヘルパーといった中年女性の通勤職業にとって代わられたのである。

1. はじめに

筆者は十余年にわたり、近現代の日本における〈女中〉(=個人の家庭で家政一般の仕事をおこなう女性の使用人)イメージの変容に関する研究を続けている。これまで主に、昭和戦前期までの〈女中〉イメージを扱ってきたが¹⁾、本稿では第二次世界大戦後、とくに1950年代から60年代にかけての女中を対象としたい。

女中の雇用は、第二次大戦期を境として激減し、労働市場における「女中の時代」は終末を迎えた

* 関西国際大学人間学部

といわれる²⁾。しかし、数こそ戦前には及ばないものの、少なくとも戦後10数年間は、女中は人びとにとってなじみ深い存在であった。1950(昭和25)年の国勢調査によれば、家庭女中は約30万人にのぼり、紡績工、事務員、販売員となる女性の四大職業のひとつに数えられた。日本の家庭から女中が姿を消していったのは、1960年代以降のいわゆる高度成長期においてである。〈女中〉イメージの変容を歴史的にたどるならば、戦後の動向についても押さえる必要がある。

戦後の〈女中〉イメージの変容に大きな影響を及ぼしたと思われるのが、1950年代後半から60年代に相次いで始まった「家事サービス職業補導」「ホームヘルパー養成講習」³⁾である。いずれも家事技術者を養成し手不足の家庭に派遣しようとする事業で、労働省の主導によりおこなわれた。

本稿では、①「家事サービス職業補導」「ホームヘルパー養成講習」実施の社会的背景について押さえてうえで、②これらの事業がどのような内容のものか具体的に述べるとともに、③それが〈女中〉イメージにどのような影響を及ぼしたのかについて考察する。

2. 「女中払底」時代の再来

2. 1 売り手市場の女中

1956(昭和31)年の『経済白書』は「日本経済の成長と近代化」をタイトルにとりあげ、「もはや戦後ではない」と宣言した。復興期から成長期へ。新たな時代への幕開けである。

世の中が安定し、衣食住に少しゆとりができるようになると、都会では女中を求める声がふたたび高まった。しかし、女中のなり手はなかなか見つからない。たとえば、東京・渋谷公共職業安定所で受け付ける求人は月に180件ぐらい。これに対して求職は、3分の2の120件にとどまる。しかも職を求めるほうは年齢が10代から50代までと広いのに、求人側の多くは若い者を望むので、実際に女中を斡旋できるのは1割5分程度にすぎない⁴⁾。

求職者には、老人のいる家庭はダメ、子どもが大勢いるのもイヤ、動物の世話はごめんこうむる、休みは月2回以上、テレビやラジオは家族同様など、多くの条件を切り出してくるつける者も多い。屋敷の広い家も敬遠されがちで、「庭の掃除は誰がするのですか」と、まず質問してくる。職を求める者が職安の窓口にあふれるなか、女中ばかりは、逆に雇い主をテストしてから話に入る“売り手市場”なのである。

「女中の希望者は暁の星のようである。窓口で、女中になりたいのですと申し出られるとゾクッとするほど嬉しい」と語るのは東京・神田橋女子公共職業安定所の新井所長。同職安では、大会社の幹部クラスの女中紹介にはとくに注意を払っている。なぜなら、これらの家庭によい女中を紹介すると、反対給付として事務員の求人が出してもらえるからで、「効果はてきめん」という⁵⁾。

いったいなぜ、女中払底の時代が再来したのか。さまざまな要因が絡まり払底が起こっているものの、最大の理由は、女中の主な輩出先である農村が変わり始めたからである。敗戦から約10年間、戦災後の都市では勤め口が限られていた。そのため農村では、学校を卒業して行き場のない青少年が大

1950～60年代における〈女中〉イメージの変容

量に滞留しており、女中でもかまわないから働きに出たいという娘たちは少なくなかった。ところが、経済の高度成長が始まると、都市の商工業で人手不足が生じて求人が増加した。女工や店員など女中以外の勤め口が増えるなか、住み込みの女中は敬遠されたのである。

女中の需要と供給のアンバランスをいかに緩和するか。1950年代後半から60年代にかけて、各地の公共職業安定所はさまざまな方策を打ち出している。そのいくつかを紹介しておこう。

2. 2 女中憲章の制定

東京・神田橋女子公共職業安定所では1959（昭和34）年5月、「家庭女中斡旋強化対策」のひとつとして「女中憲章」なるものをつくった。これは求人条件のガイドラインを示すとともに、使用者と女中それぞれに守ってもらいたい事柄を述べたもの。東京で働く女中の95%の出身地である東北、甲信越地方の公共職業安定所へ配られた。

同職安が「女中憲章」をつくったのは、求人・求職のアンバランスにくわえ、苦労して斡旋した女中がすぐに辞めてしまい、職安に舞いもどって求職活動をするケースがあとを絶たなかったからである。公共職業安定所では求人者は求人票を、求職者は求職票を提出することになっており、条件等が一致すれば、斡旋することになっている。にもかかわらず、離職率が高いのは雇い入れる側と雇われる側とのあいだに、意識のズレがあったからにはかならない。「女中憲章」ではまず、求人条件として以下の7項目があげられている⁶⁾。

- ①労働時間は1日12時間を超えない。
- ②休日は月2日以上。このほか年間7日以上の継続または分割した有給休暇を与える。
- ③賃金は現金で1カ月3000円以上で支払日を決める。休日労働には割増賃金を与える。
- ④勤続1年ごとに年に500円の昇給をさせる。
- ⑤3カ月以上働いたら年2回を原則に、賃金1カ月分の賞与を現金で支給する。
- ⑥6カ月以上働いたら毎月最低300円を賃金以外に積立て、1年以上の勤続者が退職する場合に支給する。
- ⑦負傷、疾病については、持病以外のものは全額雇用主が負担する。

1日12時間以内の労働時間、月2回の休日、給与は現金でなど、働く者なら当然と思われる条件が女中憲章で取り上げられたのは、裏返せば、女中という職業が最低限の条件すら保証されていないことを示すものである。

1947（昭和22）年に労働基準法が公布されたさい、家事使用人である家庭女中は同法の適用外として位置づけられた。労働条件などの雇用契約は、雇主と女中双方の自由に任せられ、当事者の話し合いという名のもとに、保護されることもなく打ちすぎた。女中という職業は、雇主と起居を共にし、家族に準じた生活をしているため、権利義務といった観念よりも、いわゆる人情の機微といったものに支配されがちである。雇主のなかには、女中との関係を恩恵的な観念でとらえ、女中の労働時間や

仕事量についてもけじめがない者が少なくなかった。いっぽう女中は多少なりとも現代的な労働觀に目覚めており、必要以上に拘束され“召使い”扱いされることを嫌った。とはいものの、家族的に扱われたいという気持ちも多分に持ち合わせており、現状では、職業人としての自覚がじゅうぶん育っているとは言えなかつた。

こうした事態を開拓するためには、雇用契約を明確にして女中の待遇改善をはかるとともに、使用者と女中それぞれの意識改革が必要である。「使う方に7分の改善、使われる方に3分の妥協」⁷⁾いうのは神田橋女子公共職業安定所の中尾次長。女中が近代的な職業として変わらなければ、女中扱底は緩和しない、と同職安では考えたのである。

「女中憲章」では、使用者と女中それぞれに対して、次のようなガイドラインを設けている。雇主に対しては、①仕事の日課をつくり家族の性格をあらかじめ女中に教え、無統制な命令をしない。②必要以上の行儀作法をきびしくしない。③親書、持ち物検査をしない。④食事は家族と同一のものを与える。⑤呼称は本人の名か愛称を呼ぶ。いっぽう、女中自身に対し職安が補導することとしては、①都市生活の最低限の知識を教える。②就職した者を年1回集め、意見を交換する。③求職者への要求として、(イ)東京へ出る足がかりとして女中を選ばない、(ロ)身元引受人をはっきりさせる、(ハ)仕事に責任をもつ、(ニ)事前に求人条件をよく吟味する、(ホ)夜間通学や稽古事は労働の余暇にする、(ヘ)仕事上の命令は守る、(ト)不平不満に対して自己反省する、(チ)過失をおかしたら雇用主に素直に謝る、をあげ、これらをおろそかにすると解雇理由になると付け加えている⁸⁾。

「女中憲章」はとくに法的な強制力を持つものではない。しかし、同職安ではその後、これらの条件が雇う側・雇われる側双方の心得るべきガイドラインとして確保されるようになった。そして、他の職安においても、労働条件を明示したうえで女中の斡旋を行うことが一般化した。

2. 3 労働条件の明示

女中の労働条件を明示することによって、女中の求人に成功した事例をあげておこう。1958(昭和33)年、東京・立川市公共職業安定所では、女中の求人規約を策定し、来春卒業する山形県の女子中学生を対象に住み込み女中の募集を始めた。規約のあらましは以下のとおりである。

①働く時間は1日13時間とし、終業時間は夜8時。昼間1時間の休憩を与える。②休日は月1回で、12月だけは月2回。暑中休暇を10日与える。③月給は手取り3000円、毎年500円を昇給する。第一回の昇給は翌年1月。手取り5500円以上になったとき以後の昇給は、雇い主の好意による。④賞与は就職した年の夏2000円、次の年からは夏と12月に計5000円を支給。⑤退職金は、就職後3カ月を経てから雇い主が月500円ずつ積み立てて、辞める時にわたす。1年未満で辞めたときは支給しない。⑥年1回、雇い主の費用負担で集団レクリエーションをし、就職の翌年から週1回程度、生け花や洋裁などの教養時間を与える。⑦呼び名は、姓または名を「さん」づけて呼ぶ⁹⁾。

これらの待遇条件は、使用者側となる地元の婦人会が中心となって決めたものである。いくら条件が良くても雇い主が守らなければ何にもならないと、苦情処理委員会までつくるという念の入れようで、この条件のもと山形県から28人が採用された¹⁰⁾。

1950～60年代における〈女中〉イメージの変容

同じく1958年、千葉県佐原市の公共職業安定所も「オートメ女中」の企画を打ち出し、住み込み女中の募集に成功した。オートメ女中とは東京へ行く女中さんのこと。「女中さんを雇える家庭といえば中流以上だが、東京ならまずオートメ（オートメーションの略——引用者注）化されていると考えられる。そこで働く女中さんだからオートメ女中¹¹⁾と名づけたのである。

同職安では、労働基準法にのっとって、オートメ女中の労働条件を大幅に改善した。たとえば、1日12時間以上は働くなくてよい。夜10時以降は自由時間とする。休憩時間は朝食、夕食後にそれぞれ30分、昼食後は1時間休むことができる。休日は月に2回で年間12日の有給休暇がとることができる。月給は5500円で、うち2500円を食費として雇主に支払う。昇給は年に500円。解雇の予告は30日前で、それに満たない場合は30日以上の賃金が支払われるなど、細かく定められている。

労働基準法の適用を受けない家庭女中も、間にに入った職安があらかじめ決めておけば、雇主からむやみに1日中こき使われるということもない。労働時間短縮にボーナスの支給、定期昇給あり。しかも、部屋代も雑費も雇主持ちだから、月当たり実収入は1万円以上。待遇面でみるとかぎり、ちょっとしたサラリーガール。しかも、洗濯なら電気洗濯機が、部屋の掃除は電気クリーナーが、ご飯を炊くには電気炊飯器があり、家事労働もラクである。

当時、佐原市近辺で働く女中は、朝食の支度から夕なべの後始末まで、1日に20時間近く働くさせられることも珍しくなかったから、職を求める娘たちにとって「オートメ女中」は夢のような生活に映ったにちがいない。募集をはじめて半月足らず、オートメ女中は申し込みが殺到し、東京・立川職安を通じて35人が決まったのを筆頭に、満員札止めの盛況ぶりであった¹²⁾。

2. 4 奨学女中制度の創設

東京・渋谷公共職業安定所では1959（昭和34）年、「奨学女中制度」をつくった。これは定時制高校への進学を最優先の条件に、地方出身の中卒者を住み込み女中として迎えるというもの。

住み込み女中を求める家庭の多くは、10代、20代の女性を希望する。しかし、若い女性は女中を敬遠しがちで、たまに女中として就職する者があっても長続きしない。平均以上の給料を受け取っていても、東京の事情に少しなれると店員や工員に転職していく者があとを絶たなかつた。いっぽう、地方には高校に行きたくても家計が苦しいため進学できない者も多かつた。こうした向学心ある娘たちに、働きながら進学することを条件に募集をかけば、住み込み女中の志望者が現れる、と考えたのである¹³⁾。

奨学女中の雇い入れ条件は、①初任給は高校の学費を含めて手取り3000円。1年ごとに300円昇給。②年2回の月給半額以上のボーナスを支給。③月2回以上の休日。④個室を与え食事は家族と同じもの。⑤起床から就寝まで15時間以上拘束しない。⑥国民健康保険に加入させる。⑦高校の教育課程に必要な時間的便宜をはかる。⑧上京の旅費は支給する、などである。求人者には、これらの条件すべてを履行できる家庭に限定。イヌやネコなどの動物を含めた家族構成、テレビや洗濯機などの家電器具の有無まで記入し、家族全員の写真を添付する特別の求人カードを用意する¹⁴⁾。

奨学女中の第一期生として採用されたのは千葉県、宮城県出身の21人。翌1960（昭和35）年3月

末に上京し、歓迎会で雇主家庭の主婦と対面したあと、渋谷区と世田谷区のそれぞれの家庭に引き取られた¹⁵⁾。

「女中さんは立派な職業です。工場や商店に住み込みながら学校で学ぶということは、現状として、まだまだ無理ですが、一般の家庭のお手伝いさんは、ちょっとした理解で勉強できる条件にあると思いついたのが、この制度を作ったきっかけです」¹⁶⁾という話は、渋谷職安係官の三門氏。“女中不足の緩和”と“女中の待遇改善”的一石二鳥をねらった奨学女中制度は、マスコミでもしばしば取り上げられるようになった。「仕事に張りが持てる」「ほかへ移りたがらず眞面目に働いてくれる」など、働く側、雇う側ともに好評だったため、第二期の募集にさいして渋谷職安のほか都内の7職安にも呼びかけたところ、申し込みは十数府県から昨年の3倍、66人も達した¹⁷⁾。

第二期生には、遠く沖縄から上京した88人の奨学女中がいる。そのうちの一人、作家・戸川潤氏宅に住み込んでいる大城和子さんは、奨学女中としての暮らしぶりについて、次のように語る。「沖縄では、アメリカの軍事基地で働くか、家の農業を手伝うしかなかったんですが、こういう制度で、東京で勉強ができるのは、たいへんな喜びです。家にいるときより、仕事は楽みたい。これでいいのかしらと思うときもあるんです」。戸川氏の妻で家事評論家の寿子さんも、「奨学女中といつても、慈善事業じゃないので、ギブ・アンド・テイクの関係を、はっきりとわきまえて、雇う方も、雇われている人も、お互いに、スムーズに意見を交換しあって、この新しい女中の職業を発展させたいものです」¹⁸⁾と述べている。

1965(昭和40)年3月18日付『朝日新聞』(東京版)は、5年目を迎えた奨学女中制度が好評で、約200人が斡旋を受けて就職したことを報じた。このうち4年制の定時制高校を卒業したのは第一期生は約半数、第二期生では3分の2。定着率の高いことについて、同職安では、奨学生に眞面目な人が多いことにくわえ、斡旋先の家庭が医師、大学教授、会社役員など中流以上の家庭ばかりで、女中に対する理解が深いことがあるなどをあげている。第二期生の沖縄出身、上原澄子さんの場合は、朝6時半に起きて主人の会社の社員食堂のウェイトレス、終わってから自宅の家事手伝い、夕方5時から高校へという生活を4年間続けた。明るいハキハキした態度が気に入られ、高校卒業後も同家で働き続けることになったという。

2. 5 パートタイム制の導入

これら職安の試みはある程度の成功はおさめた。しかし、若年労働者の需要が高まるいっぽう、高校進学率の上昇により中卒で就職する者が減ったこともあり、住み込み女中を希望する若い女性は減少の一途をたどった。

東京・渋谷公共職業安定所は1957(昭和32)年4月、主婦、女中、家政婦、職安職員など20余人の放談会を開いた。「女中になり手がない」状況を開拓にするにはどうしたらよいか、さまざまな立場の人からナマの声を聞こうとしたのである。

放談会では、女中から住み込みを嫌う声が次々にあがつた。たとえば、アメリカ人の家庭で働くある女中は、「日本の住み込み女中の生活では、自由時間がまったくない。寝ている時でも起こされる。

1950～60年代における〈女中〉イメージの変容

アメリカ人宅のメイドだと、住み込みでも時間的にハッキリ使ってくれる」と語る。また、通勤女中のへの鞍替えを希望する女中は、「住み込み女中はよい修業になるはずだが、一日中休む時間がない」と訴える。さらに現在、住み込みで働く女中は、「女中にもドレメ（＝洋裁学校のひとつ——引用者注）や料理学校へ月に一、二度通わせてくれなければ将来が不安です。今までの女中生活はもうコリゴリ」という¹⁹⁾。

女中たちの声を裏付けるように、同職安では、住み込み女中のなり手はサッパリ見つからないのに、パートタイム制（時間制）や通勤制の就職話はトントン拍子でまとまっている。通勤女中は朝九時から夕方六時ごろまで働き日給にして250円ぐらいが相場。これに往復の電車賃と昼食がつく。主婦からも、住み込み女中は食費や雑費も含めると8000円以上になる。お産の時だけとか、毎週の洗濯日だけに雇ったほうが割安だ、との声もあがつた。

これらの意見を集約して、渋谷職安の岡部所長は次のように結論づけている。「自由時間、給与、将来への希望などのない住み込み制の女中はもう古い。雇う側も頭の切り替えが必要だ。“通勤でもよい”という求人ならいくらでも世話をできる。これからは“通勤女中”や“パートタイ女中（パートタイム女中の略——引用者注）”の時代に移るだろう。」²⁰⁾

パートタイム制女中の誕生のきっかけは、1952（昭和27）年に東京都が未亡人、すなわち夫を亡くした女性を対象に、家政婦として短期の紹介を始めたことによる。この制度は公共職業安定所が、1日のうちのある時間だけ、時間給で家政婦として働く人を登録しておき、求人家庭に条件にあった人を紹介するもの。未亡人は概して、年齢が高く、特殊な技能を持たず職業経験にも乏しいので、一般就職にはきわめて不利な立場にある。そこで、家事経験が活用できる家政婦を選んで、東京都がこれら未亡人を短期就労に向けたのである。

しかしその後、一般の雇用情勢が極度にひっ迫し、日増しに失業者が増大してきた。失業者を臨時応急的な短期の求人開拓により、窮屈した雇用状態を切り開いていくことになった。そして1954（昭和29）年、①応急雇用斡旋対策、②新しい雇用源の獲得、③知識層を含めた就労機会の少ない求職者の斡旋、④パートタイム・システムによる職業紹介として発展するもの、を理念とする簡易職業紹介が全国的に発足したのである²¹⁾。

渋谷職安が1957（昭和32）年、パートタイマーとして登録している者のうち179人を対象におこなった調査によれば、年齢は30代、40代があわせて80%で、20代はわずか4%にすぎない。学歴は旧制高女卒が50%，高小卒が40%と比較的学歴が高い者が多い。家庭状況では、夫と死別した者が50%，夫が失業中だったり病床についている者10%で、未婚者はわずか10%である。扶養家族のいる者は51%で、その平均は2.5人となっている。夫のいない時間帯を利用して働いている者が60%を占め、パートタイマーとしての稼ぎは住宅資金と子どもの教育費に充てる者が圧倒的に多い。稼ぎ高の最高は1ヵ月に30日働いて7200円、平均では月17日働き4250円となっている²²⁾。

1960年前後の新聞や雑誌には、パートタイムで働く女中に関する記事がしばしば登場する。ここでは、そのひとり、東京・世田谷区の松本久枝さんの暮らしぶりを紹介しておこう。

久枝さんは旧制高女卒の28歳。メッキ工場に勤める夫と小学5年生の長男を頭に3人の子どもと暮らしている。彼女は昨年からパートタイ女中として働いている。朝8時までに、夫を工場に、上の二

人の子どもを学校にそれぞれ送り出す。後片づけを終えて、末っ子を保育園に預けるため、9時ごろ一緒に家を出る。保育園をまわって、勤め先の家に着くのは10時ごろ。時間給は50円。午後4時になると、その日の賃金と交通費50円を受けとて帰途につく。家に着くころには、上二人の子どもが、学校の帰りがけに保育園から末っ子を連れて帰って来ている。子どもと一緒にになって、夕食のしたくにかかり、夫の帰りを待つ。この日課は月曜から金曜までで、土、日、祝日は勤めに出ない。それに、子どもの授業参観日には、仕事を休んで必ず出かけるようにしている。

久枝さんがこの仕事を始めた動機は、子どもに手がかかるなり、家で時間を持て余すようになつたこともあるが、ひとつ大きな目的があるからだ。彼女の夫は世田谷区内でメッキ工場を経営したが、工場は火災によって消失。しかたなく現在は知り合いの工場に勤めている。独立するための資金を早く貯めようと、週5日だけ働くことにして、パートタイマーに登録した。夫の給料だけで生活は十分で、その中からの貯金分と、久枝さんの収入をたしてそっくり残る。独立した工場を持つための準備は着々と進んでいる。パートタイ女中として働くメリットはそれだけではない。「外に出て働いていると、私自身の視野が広くなつて、自分の家事に対する研究心が強くなるのでとてもためになります」²³⁾と彼女は語る。

3. 「家事サービス職業補導」事業をめぐって

3. 1 家事サービス公共職業補導所の創設

1956(昭和31)年9月7日付の『朝日新聞』は、東京都労働局が国庫の補助を受け、11月より「家事サービス公共職業補導所」という家政婦養成事業をスタートさせることを伝えた。未亡人等を対象に、家政婦に必要な衣食住、育児、看護などの実際の知識と技術を短時間で修得させ、修了したものには公認の証明をもつて一般の家庭の求めに応ずるというもの。第一期生として100人の補導生を募集するという。

この発表に先立つこと2年、労働省の婦人少年問題審議会は1954(昭和29)年9月、公立の家政婦研修所の建議を労働大臣に提出した。「最近の家庭事情に即応した家事奉仕の技術、個人家庭に適応するための心構え等を短期間に教育補導し、信頼性あり雇主からよろこばれる有能な家政婦を育成する」²⁴⁾ために、簡易斡旋を併せ行う研修施設を設けるという。同会婦人労働部会ではかねてより、未亡人の福祉対策の一環として職業対策の問題をとりあげ、審議を続けてきた。その過程において、「家事奉仕職業が未亡人に最も適した職業の一つである」うえに、「求人の要求が求職者数をはるかに上回る」実情もあって、「家政婦」が注目すべき分野として認められた。

1955(昭和30)年の国勢調査によれば、夫と死別した女性、いわゆる未亡人は527万人で、うち18歳未満の子どもを有する者は180万人である。未亡人、とくに幼い子どもを抱えて一家を支える母子世帯の暮らし向きは非常に厳しかった。保育施設が不十分なために働きに出ることが出来ないため、低賃金の内職や手間がかかる割には儲けの少ない自営業(行商や露天商、靴磨きなど)で生計を立てる者が多く、生活保護に頼らなければ生活が立ちゆかない世帯も少なくない。そのため、未亡人の経

済的自立をはかるための就職対策が強く求められていたのである。

家政婦は、社会問題にもなっている未亡人の就職対策になると同時に、「家事技術者」という新しい女性の専門職を創出し、女中払底の緩和をはかるねらいもあつたらしい。そして、従来の女中とは違ったプロの職業人を育てるためには、専門の養成期間が必要と考えられたのである。

3. 2 養成所で学ぶ女性たち

1957（昭和32）年3月号の雑誌『婦人之友』は、「新しい“お手つだい”を育てる場所」というタイトルで、東京都家事サービス公共職業補導所のルポルタージュを掲載した。

東京新宿区、早稲田大学にほど近い高台に建つクリーム色の壁、ひろいガラス窓のじょうしゃな二階建て、広さは156坪。講義用の教室が二つに、実習室としてはミキサーやトースター、オーブンも備えた調理室、洗濯機や洗濯槽、アイロンなど完備した衣服整理室、畳敷きの和裁室、和式、洋式それぞれの作法室、人形の寝ているベビーベッドや秤などを置いた育児室がある。同所に学べば、家事一切がまず一通りはこなせるようになる仕組みになっている。

コースは全科制と単元制の二つあり、全科制は一期2カ月で定員100名。家政婦や女中の経験者の組、系統の仕事にあった人で家事についての未経験者の組、それに家庭の主婦などを年齢により二つに分けた組の計四クラスから成る。家政婦の心得、応接の仕方、新しい器具の扱い方、家庭管理、乳児の世話、病人の世話、調理、裁縫とつくり物、洗濯と被服管理などの用意されたすべての科目を学ぶ。単元制のほうは、希望の科目だけを1週または2週で修了するコースで、こちらの定員も延べ100名。いずれのコースも授業は朝九時から夕方5時まで、びっしり組まれた時間割表にしたがい講義や実習を受ける。月謝や教材費はすべて無料である。

補導所ができて、すでに全科制の第一期生は卒業し、現在は第二期生が3月の修了まで勉強を続けている。一、二期生とも、都内の職安を通じて募集し、2倍の競争率で100名ずつを採用した。補導生の年齢は、平均32歳だが、上は57歳から下は17歳までと幅広い。7割が未亡人で、子どもが1～2人いる者が多い。7割は失業保険もなく、何とか自立してやってゆかねばならない人たちである。

記者が見学に訪れたとき、調理室では、和服姿のかなりの年配者や10代と思われるお下げ髪の少女が入り交じり、調理台を机にして栄養学の答案を書いていた。担当の講師は、「たいていが主婦ですから、料理の腕前の上下は殆どありません。でも“茶碗むしって、まあ、玉子を使うのですか”って言う方があったりして、びっくりするようなこともありますが、それだからこそ、この学校でお教えする甲斐があるのだと思って、私どもも一生懸命しております」²⁵⁾と語る。

この補導所に入るための条件は、義務教育卒業程度の学歴をもち、家政婦として働く意思があり、健康で身元の確実な者。入所にさいしては、中学卒業程度の簡単な試験、面接、身体検査があり、本当に働くねばならないと認められた人から優先的に入所が許可される。年齢に制限はない。失業保険や生活保護を受けている場合は、入所後も便宜をはかってもらえる。

一期生のひとり城座郁子さんは、夫と3人の子どもと暮らす50代の主婦。2年前、夫が病気になり一家の家計を支えなければならなくなつた時、まず突き当たつたのは「年齢」という壁だった。彼

女は補導所に入所した経緯を次のように記している。

生花教授の資格を持ち、経験もありながら、戦争中の空白、戦後は家の立地条件の不利等により、看板を出しても、すぐに収入を得ることが望まれず、また、若い時代に満10年、経験のある英文タイプも、50歳の声を聞いた者には縁遠く、求人欄の「年齢不問」というのは、保険の外交員か家政婦ぐらい、外交には自信がなく、家政婦も家政婦会というものに不安があつて踏み切れず、内職等をしているうち、繊維会社の求人に応募し、英文タイプ補助と刺しゅう工として採用され、日給制ながら、職を得た喜びに張り切って働き出しましたが、その後約1年半、低賃金と残業・徹夜等による無理な労働のため、健康にも不安を感じるようになりました。ちょうどそのとき、東京都家事サービス公共職業補導所が開設されることを知り、また会社でも機構改革により退職の話があり、失業保険金が6ヶ月支給されるのを幸い、転職を決意し補導所一期生として入所しました²⁶⁾。

郁子さんは、短期間ながら専門家の指導を受けたことにより、今まで経験と惰性で続けてきた家事に自信が持てるようになった。そして、家事労働を職業として働く意欲がわき、劣等感も払拭され、久しく悩まされた年齢の壁も突き破ることができたという。補導終了後、彼女は補導所の紹介によりただちに通勤・日給制の家政婦として就職した。

第一期生の場合、家に病人が出たなどやむを得ず家庭にとどまった者を除き、6割が就職した。給料は通勤で日に300円から350円、住み込みでは月に4000～5000円。これが外国人宅になると月8000千～9000円くらいの収入になる。一般の女中に比べるとかなり高く、以前なみに女中を考えている家庭ではとても手が出ない。最高額は、この補導所で学んだ技能を買われ、ある貿易会社の重役がアメリカ支社長として転出するさいに雇われた女性で、月数万の手当をもらっている²⁷⁾。

いっぽう、雇主の側は、補導所出身の家政婦をどのように見ているのだろうか。青山学院大短大学長（当時）の向坊氏宅を例にあげよう。

向坊家では、一期生のR子さんを住み込みで雇った。同家は妻も教師で、子どもが3人いる。20歳を出たばかりのR子さんは京都出身。未亡人として働く母を助け、弟の学費を稼ぐために親類を頼つて上京し、知人の勧めで補導所に入った。補導所修了生のR子さんについて、向坊氏は次のように語っている。「しばらく前に、農村から家事見習に来てくれた少女がありました。ところが来て間もない日に、“だんなさん。ヤマダが来たよ”というのです。驚いてヤマダって、そりやあお客さまだろう。それならヤマダさんと言わなくては……と私が言いますと、“だって、自分でヤマダといったんだもの”と不服な顔をしました。Rちゃんは補導所で、電話のかけ方も玄関の取次ぎも一通り教わっていますので、その点では安心しております。これまでの女中さんのようではなく、職業人としての誇りを失わないようにと、努めてくれようとしていますし、私ども夫婦もその気持ちを助けるよう励ましもし、要求もしていくつもりです。」²⁸⁾

家事技術者を養成する試みは、好評を博した。翌1957（昭和32）年には、大阪にも家事サービス公共職業補導所が開設、その後、養成施設は名古屋、神戸、京都など主要都市に広かつた。1959年には東京に、家事サービス協会が設立された。これは理解ある雇主の育成と補導所修了生のアフターケ

アを目的としたもの。修了生の親睦団体である麦の会（東京）、むつみ会（大阪）を後援して、家事技術の向上や雇主との協力をはかった²⁹⁾。

東京都で補導所がスタートした1956(昭和31)年、新潟県では労働省婦人少年局の企画によって「簡易家事サービス職業補導所」が設置された。これは、女中供給地の女性を対象とした職業対策のひとつで、中学卒業生を対象として都市の家庭ですぐに役立つ家事使用人を短期間で養成するもの。補導訓練は12日間で84時間おこなわれる。科目は家事使用人としての心構え、礼儀作法を始めとして、調理ならびに実習、生活管理、保育および家庭看護、住生活と掃除、食生活と食事作法、衣生活と衣服の手入れ。調理実習では、田舎の家庭では珍しい食材を使ったり、仕事の大きな部分をしめる洗濯では、タライでの洗濯から電気洗濯機の使用法まで細かく教えるなど、指導もきわめて実践的である。全科目を修了した者には修了証を発行し、公共職業安定所の紹介で都会の家庭女中として働くこともできる。

「簡易家事サービス職業補導所」は新潟に続き、山形、秋田、長野、鹿児島でも開設された。山形県では、この試みがマスコミで取り上げられると、県の職安課に東京、関東近県、北海道などからざつと1300通近くも届いた。なかには「山形出身。当方テレビ、電気洗濯機あり」から「1カ月5000円の給料のほか洋裁学校に通学させる」「月2000円貯金させる」などの条件をつけてくる求人もあり、開所前から入所者のほとんどの就職が決まるという人気ぶりであったという³⁰⁾。

4. 「ホームヘルパー養成講習」をめぐって

4. 1 事業内ホームヘルプ制度の導入

もうひとつ、戦後の〈女中〉イメージを大きく変えたものに「ホームヘルパー」がある。1960年4月、労働省婦人少年局は「事業内ホームヘルプ制度」を普及・推進をはかることを発表した。これは「事業所が家事援助を行うのに適当な婦人（ホームヘルパー）を雇っておき、従業員家庭の家事担当者に事故のある時に、家庭からの申請により、ホームヘルパーを派遣して家事援助を行わせるもの」³¹⁾。同時に添付された「事業場における従業員家族のための家事援助制度推進要綱」³²⁾には、同制度の趣旨や方式について、次のように記されている。

(1) 趣旨

労働者の家庭生活の安定向上をはかることは、労働者の福祉はもとより、労働生産性の向上に極めて大きな意義をもつものであることにかんがみ、労働者家族福祉対策の一環として、労働者家庭に対する家事援助の制度を次的方式により広く全国の事業場に普及することによって、労働者家庭の安定をはかり、あわせて婦人の新しい職業分野の開拓ならびに近代的家事サービス職業の確立に寄与しようとするものである。

(2) 制度の方式

1950～60年代における〈女中〉イメージの変容

- ① 制度の名称：この制度は、事業内ホームヘルプ制度とする。
- ② 制度の目的：この制度は、労働者の家庭に対しての不時の際、家事援助を行うことにより、その家庭生活の安定をはかり、労働者が安心して勤務に従事しうることを目的とする。
- ③ 実施主体：この制度の実施主体は、事業場を原則とする。
- ④ 制度の性格：この制度は、事業場が福利厚生の事業として行うものである。
- ⑤ 制度の運営：この制度は、実施主体の直接管理の下に運営されるものとする。
- ⑥ 家事援助の方法：家事援助の方法は、実施主体がその雇用する家事援助者（ホームヘルパー）を家庭に派遣することによって行うものとする。
- ⑦ 家事援助をおこなう対象の範囲：家事援助を行う対象は当該事業場の従業員の家庭とする。
- ⑧ ホームヘルパーを派遣する事由：ホームヘルパーは、家庭における平常時の家事担当者の出産、疾病等の事故により一時的に家事運営に支障をきたした場合に派遣するものとする。
- ⑨ 家事援助作業の内容：家事援助作業の内容は、援助を必要とする事由に応じ制度実施者がホームヘルパーに指示するものであるが、その範囲は平常の家事運営に必要な作業を超えないものとする。
- ⑩ ホームヘルパーの資格：ホームヘルパーは一定水準の家事作業の技術を有するものとする。
- ⑪ ホームヘルパーの扱い：この制度によるホームヘルパーは、労働基準法上の労働者として扱われるものとする。

ホームヘルプ制度というのは、「社会的な家事援助の制度」のことである。国連ではこれを「家庭で通常家事運営を担当しているものが、何らかの事故で一時的にその機能を果たし得なくなった場合に、家庭生活を推進してゆくための組織的なサービス」³³⁾と定義している。具体的には、一家の主婦が、出産や病気などのため家事を行えない場合、同居の家族や家事使用人にやらせるという個人的な解決方法に代わって、特定の社会的機関が専門的な手代わりの人を派遣することにより、社会的に解決をはかろうとするものである。

ホームヘルプというサービスは、19世紀末にスイスでスタートし、1920年代またはややおくれてフランス、ドイツ、オランダ、スウェーデン、イギリス、アメリカなどに設けられるなど、欧米諸国ではかなり古くから行われていた。ホームヘルプサービスがとくに必要とされるのは、工業化、核家族化、小家族化が進み、かつ女性の雇用機会が増大して家庭女中がたやすく求められる社会においてである。数世代が同居して家の担い手に事欠かない社会や、手代わりの女中がたやすく求められる社会では、ホームヘルプサービスの要請は発生しない。また、この制度を行っている国では、一般に家庭内の家事作業の合理化、標準化の傾向が強い。生活様式や家事処理の方法がある程度共通して初めて、家事サービスが社会的な労働として確立するのである。

ひるがえって1950年代後半の日本の社会をみると、このような現象は、都市の勤労者の家庭に顕著に表れていた。農林業世帯では三世代同居が過半数を占めるが、勤労者世帯では8割以上が夫婦と子どもからなる核家族である。一世帯当たりの平均世帯員数も、農林業世帯の5.9人に対し勤労者世帯では3.4人と、小家族化していた³⁴⁾。また、都市の勤労者家庭では、家事作業の標準化がかなり

1950～60年代における〈女中〉イメージの変容

進みつつあった。住宅洋式の規格化、電化製品の普及、日用品の商品化などによって、都市家庭の家事処理はかなり共通性がみられ、とくに社宅や団地ではその傾向が著しかった。

勤労者家庭では、いったん主婦に事故が起きると、たちまち日常生活に混乱をきたすことが多い。労働省婦人少年局の調査(1960年3月)によれば、妻が病気で3日以上床についたさい、過半数が家事や育児の人手に困っており、充分に静養できたのは4人に1人にとどまる。また、半数の家庭で夫が勤務を休んで家事を行い、妻の病気1回についての夫の欠勤日数は、事業所によって異なるものの平均3日～7日であった³⁵⁾。女中が払底するなか、不時のさいだけ頼む家政婦も急にはなかなか見つからない。また、見つかったとしても、勤労者家庭としてはそれに必要な経済的な負担も大きい。家事を代行する大人のいない家庭の場合は、妻が床につけば夫の就労にも少なからず影響を及ぼすのである。

このような勤労者世帯の特質をふまえて、かねてよりホームヘルプ制度について研究していた労働省では、ホームヘルプサービスの対象を勤労者世帯に限定し、実施主体を「事業場」とした。日本社会の現状では、労働者家族のためにこそホームヘルプ制度が必要であり、かつ導入可能であると考えたのである。

事業内ホームヘルプサービスは当時、1～2の民間事業所でおこなわれていたもの、世間ではほとんど知られていなかった。そこで労働省では、1960年(昭和35)年1月より6ヶ月間、事業内ホームヘルプ制度の普及、推進に先立ち、モデル事業場である東京佃島の石川島重工株式会社においてホームヘルプサービスを実験的に開始した。

最初のホームヘルパーとなったのは、東京都家事サービス公共職業補導所の修了生3人をふくむ5人である。就業時間は、会社と同じ朝8時から夕方5時まで。身分は嘱託社員だが、家庭派遣があつてもなくとも1日400円(交通費別)が支給され、失業保険や健康保険など身分的な保証もある。いっぽうホームヘルパーの派遣を頼んだ家庭は、会社に一日200円の派遣料を払うしくみ。

ホームヘルパー依頼の理由は、主婦の病気が約半数で最も多く、以下は出産、家族の病気、留守番、子どもの世話などの順。会社が利用者の家庭からアンケートをとって調べたところ、「すぐの間に合わない」「勤務時間をもっと長く」などの声もあるものの、大体は「かんたんに手伝ってもらえて有利難い」「親身に働いてくれる」などおおむね好評であった。同社の格段の配慮とヘルパーの熱心な努力もあり、6ヶ月の試験期間が終わるころには、5人では応じきれないほどの依頼が来るようになつたという。この結果を見て、同社ではヘルパーの身分を、臨時職員から正社員へと切り替えた³⁶⁾。

4. 2 ホームヘルパーの養成

事業内ホームヘルプ制度の「推進要綱」では、ホームヘルパーは「一定水準の家事技術を有するもの」と規定されている。女だから家事はやれるだろうとか、家庭生活の経験があるから大丈夫といった安易な考えでは、ホームヘルパーはつとまらない。派遣する事業場と派遣をうける家庭との双方から信頼を得るために、専門的職業従事者としてふさわしい家事技術を身につける必要があった。労働省の東京婦人少年の高崎室長(当時)は、望ましいホームヘルパー像について次のように語る。

1950～60年代における〈女中〉イメージの変容

世話のゆきとどきそうな、家事の上手なおばさんタイプ……というだけでは、ホームヘルパーにはむかないので。ヘルパーはまず、事業場に雇われる所以で、会社でほしがるタイプということを考えに入れる必要がありますから。なるべく若々しくて、物ごとをざつとのみこめ、要領よくさばいていける人ということになるでしょうね。ヘルパーとして、家庭への派遣がないときは、会社でも事務もしなければなりません。一般の職業婦人とまじって働く力もほしいのです。人柄はきりつとして、明るいことはもちろんですが³⁷⁾。

労働省では、ホームヘルパー養成講習を始めたことにした。1960(昭和35)年6月、講習会の受講生を募集したところ、応募者は900人にものぼった。まず、国語、数学、社会などの一般教養が100点、家事が200点の筆記試験で60人にしぶりこみ、家事の実技試験と面接テスト、身体検査をへて30人が選ばれた。年齢は30歳から50歳までで、配偶関係別にみた内訳は、未婚5人、有夫10人、死離別15人³⁸⁾である。

第一期生の養成講習は1960(昭和35)年6月20日から4週間、日本女子大学において、週6日午前9時から午後4時半まで、1日8时限の授業でおこなわれた。講習の第一週と第二週はホームヘルパーとしての教養科目、家事作業の基礎理論および実習(調理、被服、住居、乳幼児の世話、病人の世話、応接、家庭管理)、第三週は家事作業編成(標準的家事作業)の研究、第四週は実務の実地訓練(インターン)の日程で行われ、第一週から第三週までの土曜日は実地見学にあてられた。第一期生の30人は、一人の落伍者もなくそろって講習を終え、うち20人が12の事業場に就職した³⁹⁾。

4.3 専門職としてのホームヘルパー

ホームヘルパー養成のカリキュラムにおいて、特筆すべきは「標準的家事作業の研究」と「インターン」であろう。

「標準的家事作業」とは「派遣の理由となる事故の類別により、作業の種類、順序、時間配分等を編成し、定型化した家事作業」⁴⁰⁾をいう。ホームヘルパーは、いろいろな家庭に入り限られた時間内に、各家庭の事情に応じて必要な家事作業をこなすことが求められる。そのためには事故の種類別(たとえば家事担当者の出産、病気、不在など)と家族構成別(乳幼児や要介護高齢者有無など)によって家の時間割のようなものを作り、それに従い作業をおこなうと能率的である。家事作業の型があればホームヘルパーが、派遣先で主婦の指示がない時に何をしてよいかわからないとか、自分の得意な仕事ばかりにかかりきりになってしまふとか、一切の作業を引き受け過労に陥るといったことも避けられる。こうした考え方のもと、「標準的家事作業の研究」の授業では、「家事担当者が不在で病人の家族がいる家庭」「妻が産後静養中で幼児がいる家庭」など具体的なケースを想定し、受講生が家事作業の編成プランを立てるのである。

もうひとつの「インターン」は、ホームヘルパーとしてのいわば総合的実地訓練。石川島播磨重工業株式会社をインターン事業場に委嘱し、同社の従業員家庭がその「場」を提供する。家事担当者が健在の家庭に依頼して、事故のあった場合を想定して、受講生が実践ながらに家事作業をおこなう

のである。

ホームヘルパー養成講習は同年、東京に続き大阪でも開かれ、修了者は関東地方と関西地方あわせて31事業所に就職した。これら事業所には、本田技研工業、富士電気、日立製作所、神戸製鋼、日本長期信用銀行、三和銀行、東京瓦斯、東洋レーション、関西電力などの大企業が名を連ねた⁴¹⁾。

ここでは、日本長期信用銀行東京本社のホームヘルパー西尾亘子さんを紹介しよう。亘子さんは養成講習の第一期生で36歳。タイプライター販売会社を経営する夫、中学2年と小学4年の娘、夫の母という家庭の主婦でもある。夫の月収は4万円で、とくに生活に困っているわけではない。子どもは小学校に入って手がかからなくなったり、家のことは夫の母がほとんど見てくれる。義母と二人では時間をもてますので、「外の仕事に出てみよう」とこの世界に飛び込んだ。

会社での肩書きは「厚生課嘱託」。基本給は月に1万円。これに超過勤務手当などを加えると、だいたい月に1万3000～4000円の収入になる。「自分のこれまでの経験を土台にして、養成講習で身についた新感覚をひとつひとつ具体化して行くおもしろさ。それに出先の家庭では、主婦の人々と対等に仕事ができるので…」⁴²⁾と亘子さんははりきっている。

日本長期信用銀行では、ホームヘルパー派遣の優先順位を、第一位=家事担当者の病気、第二位=家事担当者の出産、第三位=家族が病気で看病に手が回らないとき、第四位=その他厚生課長が認めた場合と決めており、会社での職階にかかわらず申し込み理由の軽重によって派遣される。ホームヘルパーは原則として、午前8時半に出勤し午後5時半には引き上げる。派遣料の行員負担は一日につき180円。時間を超えた場合は30分10円の超過勤務料を支払うしくみになっている。

東京都では1962（昭和37）年4月より、家事サービス公共職業補導所に「ホームヘルパー科」を新設して養成講習をはじめた。表1は、同補導所ホームヘルパー科の「教程表」である。受講するのは14科目、384時間。食事や住居、被服、家庭管理、要介護者等の世話、応接、施設見学に関しては家事使用人向けの教程と同じ内容で、これにホームヘルパー独自の内容をもつ「社会」、「標準的家事作業」「実務訓練」などが加わる。

受講資格は30歳から50歳までの女性で、高等学校（旧制高等女学校）卒業程度の学力がある人。講習期間は2ヶ月と長くなったものの、競争率は毎回およそ3倍にのぼった。無料で養成講習が受けられ、就職率は100%。就職後も、1ヶ月1万円以上の収入になるし、社会保険が適用されるので身分的にも保証されている。しかも、従業員として派遣されるため従来の女中のように身分関係がなく、主婦と対等の立場で仕事ができる。このような高い労働条件と風通しのよい人間関係が、中年女性の人気を呼んだらしい。

いっぽう、利用する家庭の側にとっても、会社での職階に関係なく、緊急時に安い料金で主婦の手代わりを頼めるし、派遣される人も会社が身元保証をしているので安心である。さらに企業にとっては、妻の急病や出産によって夫が欠勤したり、家のことが心配で仕事が手につかないといったことが少くなり、社員の能率向上や災害防止にも役立つ。事業内ホームヘルプ制度は、ホームヘルパーとして働く人、ホームヘルパーを利用する人、ホームヘルパーを雇う人いずれにも、魅力あるものとして歓迎されたのである。

1950～60年代における〈女中〉イメージの変容

表1 ホームヘルパー科の補導科目・時間数および補導内容

科 木	時間数			補導内容
	計	講義	実習	
食物および調理	64	25	39	・食物と栄養、献立、病人食、老人食、離乳食、幼児食 ・献立のつくり方、食品の保存法、調理の意義など
裁縫と縫いもの	32	14	18	・洋裁…洋裁用具、衣服の更正、ミシン基礎縫いと部分縫い、カギホックとスナップのつけかた、スカート仕立てなど ・和裁…和服の手入れ、和服用具、子どもの着物の揚げの仕方、ふとんの仕立および手縫い、縫い方など
掃除と器具の手入	32	16	16	・日常掃除の仕方、家具の手入、家庭金属の手入、家庭電気の知識庭の手入、住居の安全整理・整頓など
洗濯と被服管理	36	13	23	・繊維類の品質の見分け方、洗濯用具と施設、洗濯の順序、小物の手入れ、靴磨き、傘の洗い方など
乳幼児の世話	32	22	10	・乳児…女性の生理手当、妊娠婦について、乳児の発育・栄養、沐浴と身体各部の清潔など ・幼児…幼児の心の成長、生活指導、玩具・絵本の選び方、用事のための工作物の作り方、保育園実習
病人の世話	32	12	20	・家庭看護…病室管理、呼吸脈拍のはかり方、病人の食事、床ずれの予防 ・消毒…伝染病、救急措置、家庭の常備薬、病院における看護人の心がまえなど
老人の世話	4		4	・老人の整理と心理、正常な老化現象と病的な老化現象 ・老人の食事、身の回りの世話、老人に多い病気と予防など
家庭管理	32	22	10	・家庭生活の管理、仕事の計画、スクラップの作り方 ・通信機関（郵便・電話・電報）の知識、家計と予算 ・家庭燃料の種類と特徴と経済的な使い方、障子・ふすまの手入れ
応接	24	4	20	・作法の意義、言葉づかい、和室・洋室の接待、食事作法、訪問客の取次と見送り、贈答品の知識、留守番中の来客・電話、緊急の処理など
社会	16	16		・ホームヘルプ制度…制度と職務内容および責任 ・職業人としての心得…婦人労働者問題点、生活環境の整備など ・職業事情…女子の雇用問題、職業安定業務 ・職業事務の処理…企業の組織、機構、事務配分
標準家事作業	28	14	14	・標準家事作業大意、標準家事作業編集、標準家事作業実習
見学	12	—	12	東電サービスセンター、ライオン油脂、養育院など施設見学
実務訓練	8	—	8	・ホームヘルパーの実務、実地訓練、一般家庭の家事援助 ・作業実習、復命および作業報告書の提出実習
科外	32	—	—	・入所修了 8、就職相談 12、適性その他 12
合計	384	158	194	

資料出所：東京都家事サービス公共職業補導所『昭和42年版 事業概要』1967年7月 6-7頁より作成

5. おわりに

未亡人等などの女性を対象とした家事サービス職業補導の事業は、1963(昭和38)年9月、成功のうちに一応の幕を閉じた。職業安定法と緊急職業対策法の改正にともない、同年10月より補導の対象が、未亡人から中高年の女性失業者へとシフトしたからである。新制度のもとでの職業訓練は、補導期間が1ヵ月延長して3ヵ月となり、全授業の7割を実習に充てるなど、反復し手によって覚えることに重点をおく内容となった。修了後の就職先も、一般家庭の家政婦のみならず、それぞれの適性にあわせて会社関係の寮母や老人ホームの賄婦、ビルの掃除婦、雑役婦など、ひろく家事的職業にも就業できるよう配慮した⁴³⁾。

いっぽう、事業内ホームヘルプ事業については、労働省が同事業を「労働者福祉運動」の一環として推進したこともあり、徐々に全国へと広まっていく。ホームヘルパー養成講習は東京・大阪のみならず、神奈川、愛知、兵庫、福岡など全国八都道府県の家事サービス職業訓練所でも順次開催されるようになった。それとともにホームヘルパーを採用する事業所も、1961(昭和36)年には31ヵ所であったのが、4年後の1965年には190ヵ所と6倍に増加した。

時あたかも都市部への人口集中や核家族化が進んだ時代。ホームヘルパーの需要は高まり、供給が追いつかないという事態もおこった。ホームヘルパーは国の補助を受けて都道府県がおこなう養成講習を終えた者を採用することが建て前となっているので、需要があるからといってすぐには採用できない。また、養成計画をたてて募集しても、今度は適格者が講習の定員を満たすほど集まらない場合も少なくなかった。結果として、ホームヘルパー一人あたりの負担が重くなった。ホームヘルパーの勤務時間は一般に、1日8時間と定められている。しかし、派遣先の家庭が広範囲にわたるため、通勤に片道2時間以上かかることも珍しくない。その結果、1日の拘束時間は12時間以上にも及んだのである。

こうした状況を開拓するため、1966(昭和41)年10月、労働省はホームヘルパーを3年間で10倍の5000人にまで増やす計画を発表した。若い労働者世帯が急増している大都市、新産業都市を重点に、ホームヘルパーの普及をはかるというもの。これまで大企業に片寄りがちだったヘルパー採用を中小企業に拡げるため、複数の事業所が共同してヘルパーを雇う共同方式の事業内ホームヘルプ制度も推し進めた⁴⁴⁾。

1960年代後半以降もホームヘルパーの需要は高まり、採用する事業所は1973(昭和78)年3月には全国で319を数えた。しかし、同年秋にいわゆる第一次石油ショックが起こると、推進のかけ声は下火になり、ホームヘルパーの文字は新聞や雑誌の紙面からも消えていく。事業所の側に、従業員の福利厚生に力を入れるだけの余裕が失われたからである。もっとも、事業内ホームヘルプ制度はその後も消えることなく、1980年代に入っても大企業を中心として続いた⁴⁵⁾。

高度成長時代に労働省の主導でおこなわれた家政婦とホームヘルパーの養成事業は、〈女中〉イメージを大きく変える契機となった。まず、それまで一段低い職業と見られ、何ら特別の訓練を必要としないと思われてきた家事サービスの仕事について、訓練の必要性を認め、職業としての地位を高めた。また、年齢や環境などのハンディキャップをもつ中高年女性に、その特性や生活経験を生かして、手

1950～60年代における〈女中〉イメージの変容

近に働く職場を提供し就業の促進をはかった。さらに、養成講座の修了生との協力によって、家事サービスという職業に対する世間の認識を深めさせ、労働条件の向上などに寄与した。そして何よりも、家事サービスの仕事をする女性たちに、職業人としての誇りと自信を与えた。

農村の娘たちの主要な働き口のひとつであった女中の仕事は、1960年代を境として、中年女性の職業へと変容していく。住み込みの女中が通勤の家政婦やホームヘルパーにとって代わられて初めて、家事サービスの仕事はひとつの職業として認められるようになったのである。

注および引用文献

- 1) 拙稿「近代日本における女中像の変遷——明治・大正期の婦人雑誌を中心に」『大阪薫英女子短期大学研究報告』第25号、1990。同「戦前期の『婦人之友』誌にみる女中像の展開——〈お手伝〉の登場をめぐって」『生活学論叢』第4号、1999。同「〈女中〉イメージの変遷」『近代日本文化論』第8巻、岩波書店、2000。同「愛国婦人会の〈女中〉をめぐる社会事業」『関西国際大学研究紀要』第2号、2001。同「『派出婦』の登場——両大戦間期における〈女中〉イメージの変容」『関西国際大学研究紀要』第4号、2003など。
- 2) 尾高煌之助「余剰の捌け口——戦前期女中の経済分析序説」『社会科学研究』第47巻第1号、1995。
- 3) 本稿でいう「ホームヘルパー」とは、時期をほぼじくして始まった「老人家庭奉仕員」事業とは別の流れをくむものである。
- 4) 『朝日新聞』1956年1月22日付（東京版）。
- 5) 「公共職業安定所の窓口からみた女子の職業問題」『婦人と年少者』第5巻第4号、1957。
- 6) 「女中さんの『憲章』神田橋女子職安がつくる」『婦人と年少者』第7巻第6号、1959。
- 7) 「女中さん——やとう立場から、やとわれる立場から」『週刊現代』1960年2月14日号。
- 8) 「女中さんの『憲章』神田橋女子職安がつくる」『婦人と年少者』第7巻第6号、1959。
- 9) 『朝日新聞』1958年10月22日付夕刊。
- 10) 『朝日新聞』1959年3月10日付（東京版）。
- 11) 「女中サラリーマン」『週刊東京』1958年11月29日付。
- 12) 『朝日新聞』1959年11月1日付（東京版）。
- 13) 『朝日新聞』1960年2月24日付（東京版）。
- 14) 『朝日新聞』1959年11月1日付（東京版）。
- 15) 「家事使用人の新型二つ」『婦人と年少者』第8巻第6号、1960。
- 16) 「沖縄から来た8人の奨学女中さん」『週刊平凡』1961年4月26日付。
- 17) 『朝日新聞』1961年2月25日付（東京版）。
- 18) 『週刊平凡』前掲記事。
- 19) 『朝日新聞』1957年4月24日付（東京版）。
- 20) 同上。
- 21) 労働省婦人少年局編『通勤家事使用人の実情——調査報告』1960、66頁。
- 22) 『朝日新聞』1957年6月7日付（東京版）。

1950～60年代における〈女中〉イメージの変容

- 23) 『朝日新聞』1961年5月28日付（東京版）。
- 24) 「未亡人等の職業対策に関する建議ならびに『家政婦研修所』について」『婦人と年少者』第2巻第10号、1954。
- 25) 「新しい“お手つだい”を育てる場所：東京都家事サービス公共職業補導所をみる」『婦人之友』1957年3月号。
- 26) 城座郁子「通勤家事使用人としての私の経験」『婦人と年少者』第9巻第2号、1961。
- 27) 「『家政婦』に生きる女性たち」『週刊朝日』1957年3月17号。
- 28) 「新しい“お手つだい”を育てる場所：東京都家事サービス公共職業補導所をみる」『婦人之友』1957年3月号。
- 29) 「家事サービス職業補導事業について」『婦人と年少者』第12巻第1号、1963。
- 30) 小林健太郎「新潟県における簡易家事サービス職業補導所について」『婦人と年少者』第4号第9号、1956。
- 31) 『事業内ホームヘルプ制度の現状』労働省婦人少年局、1967、1頁。
- 32) 「ホームヘルプ制度について」『婦人と年少者』第8巻第9号、1960。
- 33) 同上。
- 34) 労働省婦人少年局編『事業内ホームヘルプ制度——その方式と運営について』1962、1頁。
- 35) 労働省婦人少年局編『主婦の病気・出産時の静養に関する調査』1960、10～13頁。
- 36) 「巣立つホームヘルパー」『朝日新聞』1960年7月17日付。
- 37) 「希望者の多いホームヘルパー」『朝日新聞』1961年2月3日付。
- 38) 「巣立つホームヘルパー」『朝日新聞』1960年7月17日付。
- 39) 「第一回ホームヘルパー養成講習受講生の記録から」『婦人と年少者』第8巻第9号、1960。
- 40) 『標準家事作業（ホームヘルパー養成講習テキスト）』労働省婦人少年局、1960、7頁。
- 41) 「伸びるホームヘルプ制度」『婦人と年少者』第9巻第9号、1961年。
- 42) 「ホームヘルパー（シリーズ“女中さん”⑤）」『朝日新聞』1961年5月27日付。
- 43) 「家事サービス職業補導事業について」『婦人と年少者』第12巻第1号、1963年。
- 44) 「ホームヘルパー3年間で5000人に」『朝日新聞』1966年10月16日付。
- 45) たとえば、『週刊ポスト』1980年12月12日号には、「大阪銀行が始めた『ホームヘルパー制度』の評判」という見出しが、松下電器など大企業のホームヘルプ制度が紹介されている。

Abstract

This paper examines the image of *jochū* (housemaid) in Japan in the 1950's and 60's, with a focus on two projects: "Occupational Training for Housekeeping Service" and "Home Help Training Program".

As the chaos after the World War II started to abate, the supply of *jochū* in urban areas again fell behind demand. To address such a severe shortage of housemaids, the Ministry of Labor initiated a project to train professional housekeepers and dispatched them to households who needed extra hands. In 1956, the Public Occupational Training Center for Housekeeping Service was established in Shinjuku, Tokyo. It was a facility where women(such as widows)could acquire the knowledge and technique necessary for housekeeping services, including housekeeper and housemaid, in a short period of time. Similarly the Home Help Training Program started in 1960 to train people to be dispatched by companies to the homes of workers whose wives were ill or pregnant. Both projects were aimed not only at alleviating the shortage of housemaids, but also at creating jobs for middle-aged women who had difficulty in obtaining jobs.

These projects have raised the status of *jochū* as an occupation, and created an image that housekeeping service is a job for middle-aged women. During the years of steep economic growth, live-in housemaids, which used to be one of the major jobs for girls from rural areas, were replaced by housekeepers and homehelpers, commuting jobs for middle-aged women.